

日ラグ協発第 11-677 号
平成 24 年 3 月 26 日

関東ラグビーフットボール協会
会長 志賀 英一 様
関西ラグビーフットボール協会
会長 川勝 主一郎 様
九州ラグビーフットボール協会
会長 徳田 昇 様

各地域協会安全対策委員長 各位
各都道府県協会安全対策委員長 各位

(財)日本ラグビーフットボール協会
専務理事 矢部 達



セーフティーアシスタント制度の実施について
・旧メディカルサポーター制度からの移行・(通達)

拝啓、平素は日本ラグビーの普及発展につきまして多大なるご尽力を賜りまして厚く御礼
申し上げます。

さて、標記の件につきまして、下記の通りご連絡申し上げます。
三地域協会、都道府県協会におかれましても、関係各署、チームに周知徹底いただけますよう
よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

記

今般、日本協会では従来のメディカルサポーター制度を見直し、平成 24 年 4 月 1 日より新たにセーフティーアシスタント制度に移行することを決定しました。『セーフティーアシスタン

ト』とは、ルールブック第 6 条 A4 (f) 「レフリーは、規則に従って、チームドクター、医務心得者、またはその助手が競技区域内に入る許可を与える。」の「その助手」にあたる任務を遂行するものです。

移行に伴い以下の点を確認願います。

- ・セーフティーアシスタントの有効期限は 4 年とする。
- ・協会登録チームは 1 名以上のセーフティーアシスタント資格保有者を配置しなければならない。
- ・現在保有しているメディカルサポーター資格はセーフティーアシスタント資格と読み替え現登録番号を使用し、その有効期限は 4 年（平成 28 年 3 月 31 日まで）とする。
- ・レフリーは試合前に必ずセーフティーアシスタント認定証（移行者については、メディカルサポーター認定書）の確認をする。
- ・医務心得者とは、以下の資格を有し、かつセーフティーアシスタントの資格を有するものと定める。

医師、歯科医師、看護師、理学療法士、救急救命士、柔道整復師、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師、日本体育協会公認アスレティックトレーナー、

貴管下のチーム等への迅速・確実な伝達をお願いします。

以上